

帳票印字項目・諸元表_滞納管理（全国意見以外の修正箇所）

帳票No.	469
帳票名称	滞納明細

本変更については、取滞納の帳票で整理番号を付している項目について、全て同一の対応を実施するものとする。

#	表示項目			実装すべき項目	実装しても しなくても良い項目	備考	対応方針
	大分類	中分類	小分類				
28	整理番号			●		<p>宛名番号等、本人を特定可能な番号を印字するの か、通知書自体を特定可能な番号（整理番号等） を印字するのかを選択</p> <p>帳票自体の特定が可能な番号を印字する。</p>	<p>全体方針により、宛名番号（そのほか個人を特定する番号）を外部帳票に印字することができなくなったため、左記のとおり修正する。</p> <p>参考までに、FAQに追加する文章を示します。 ■質問：通知書番号を構成する番号体系の一部や、帳票レイアウト外などに、便宜上、宛名番号を使用できますか。 ■回答：宛名番号については、当該番号から個人情報を特定できる可能性が高いため、宛名番号を帳票に明記することを禁止している団体もあることから、標準仕様書においては宛名番号の項目印字を定めていません。なお、各団体の判断において、備考欄や帳票レイアウト外へ印字することは可能です。</p>